

硫黄酸化物に係る総量規制の概要

	対象となる工場又は事業場	規制基準	北九州市及び苅田町の地域		大牟田市の地域	
			基準値(係数)	基準適用日	基準値(係数)	基準適用日
総 量 規 制	基準適用日前に設置された特定工場等 のうち下記以外のもの	総量規制基準 $Q = a \cdot W^b$	a=3.78 b=0.84	S51.12.28	a=5.49 b=0.84	S52.12.1
	基準適用日前に設置された特定工場等 のうち同日以降ばい煙発生施設の設置 又は構造等の変更により原燃料使用量が 増加したもの	特別総量規制基準 $Q = a \cdot W^b + c \cdot (W + W_i)^b - W^b$	c=1.134		c=2.745	
	基準適用日以降新たに設置された特定 工場等	特別総量規制基準 $Q = c \cdot W_i^b$				
燃 料 規 制	一つの工場又は一つの事業場において 設置されているすべての硫黄酸化物に係 るばい煙発生施設の原燃料使用量の合 計量が50t/h以上1,000t/h未満である工場 又は事業場	使用される重油及びそ の他の石油系液体燃 料の硫黄含有率が右 基準値以下	0.6%	S51.12.28 (既設の特定 工場等につ いては S53.3.31)	1.0%	S52.12.1 (既設の特定 工場等につ いては S53.5.31)

注1 表中及び下記の原燃料使用量は、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量を、北九州市及び苅田町の地域にあつては表6、大牟田市の地域にあつては表7の換算値に従つて重油の量に換算した値である。

- 「硫黄酸化物に係るばい煙発生施設」とは、表3の1~14の項、18の項、21の項、23~26の項及び28~32の項のばい煙発生施設をいう。
- 「特定工場等」とは、一つの工場又は一つの事業場において設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の原料燃料使用量の合計量が1.0k/h以上の工場又は事業場をいう。
- 「W」とは、基準適用日において特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の原燃料使用量の合計量(単位:k/h)、「W_i」とは、基準適用日以降設置された施設のそれを示す。
- 燃料規制対象工場が、ばい煙発生施設の設置、若しくは、構造等の変更によつて原料の使用量が増加し、その合計量が重油換算1.0k/hに達したときは、特定工場等となり、特別総量規制基準が適用される。
- ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、燃料の量の算定には加えない。